

## 令和5年度第2回学長選考・監察会議<議事要録>

日 時 令和5年6月8日(木) 14:00~15:48  
場 所 本部棟5階 大会議室(対面及びオンライン)  
出席者: 大西議長, 久保田委員, 高塩委員, 谷口委員, 秦委員, 三輪委員,  
丸橋委員(法文学部長), 河添委員(教育学部長), 磯村委員(人間科学部長), 鬼形  
委員(医学部長), 上野委員(生物資源科学部長)  
欠席者: 伊藤委員(総合理工学部長)  
ワグザバー: 千家監事  
陪席者: 藤田理事, 総務部長, 総務課長, 総務課係長

### 議決事項1. オンラインによる学内意向調査の実施について

議長及び事務局から, オンラインによる学内意向調査の実施について資料に基づき説明があった。

委員から, 対象者のPC等の端末やオンラインでの不具合への対処方法・考え方を実施委員会で検討いただいた方が良いと考えるとの意見があり, 議長から, 回答が順調にできない場合は「問合せ先」に連絡してもらい, 個別に対応することになるとの発言があった。

議長から, オンラインによる学内意向調査のテストを行い, 重大な問題が出ない限りは学内意向調査をオンラインにより実施することについて提案があり, 審議の結果, 異議なく議決された。

### 議決事項2. 学内意向調査実施委員会の設置手続きについて

議長及び事務局から学内意向調査実施委員会の設置手続きについて資料に基づき説明があり, 審議の結果, 原案通り議決された。

### 議決事項3. 学長選考の基準について

議長及び事務局から, 学長選考の基準について資料に基づき説明があった。

続けて議長から, 学長選考の基準である「島根大学学長に求められる資質・能力, 行動戦略, 対応すべき課題」のうち「行動戦略」について, 学長として政策を打ち出して遂行していくことについては各学長候補者の考えがあり, それを尊重するために削除した案としての説明があった。

委員から, 「学長に求められる資質・能力」の中で学生について言及する必要があるのではないかと意見があった。

委員から, 本学は外部で通用する研究力や外部資金の獲得に課題があるため, 研究についての記載が必要ではないかと意見があった。

議長から, 学生及び研究について記載したいとの発言があった。

委員から、「資質・能力」「行動戦略」「対応すべき課題」のうち「行動戦略」が削除されているが、それぞれに書かれていることに意味があるため、「行動戦略」は残すべきではないかとの意見があった。

議長から、具体的な政策は学長候補者自身が考えるものであり、学長選考の基準をできるだけシンプルにしたいという趣旨で削除したとの説明があり、続けて、意見を受けて検討したいとの発言があった。

委員から、「行動戦略」に対して「対応すべき課題」が結び付いているものがあるため、対応関係を整理した方が良いのではないかとの意見があった。

委員から、議長のお考えを踏まえれば「対応すべき課題」が不要ではないかとの意見があった。

委員から、「行動戦略」の次にそれに「対応する課題」として記載されているため、「行動戦略」と「対応すべき課題」の両者を包含したものを作成してはどうかとの意見があった。

議長から、学生と研究についての言及は必要であるのご意見、関連して、「対応すべき課題」の中で「行動戦略」に対応関係があるものがあるのでその観点からの整理も必要ではないかのご意見を踏まえて、次回の会議で修正したものを再度提案するとの発言があった。

#### **議決事項4. 業務執行状況の確認方法について**

議長及び事務局から業務執行状況の確認方法について資料に基づき説明があり、審議の結果、一部文言を修正したうえで議決された。

#### **議決事項5. 業績評価の実施方法について**

議長及び事務局から、業績評価の実施方法について資料に基づき説明があった。

委員から、業績評価が学長の任期満了の日のおおむね一年前に実施するものとする規定されているため、例えば6月までに評価を実施すべきではないかとの意見があった。

議長から、過去の学長選考会議で議論した経緯も踏まえて整理したいとの説明があり、業績評価の実施方法については原案通り議決された。

#### **議決事項6. 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について**

議長及び事務局から国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について資料に基づき説明があり、審議の結果、原案通り議決された。

#### **報告事項1. 学内意向調査心得について**

議長及び事務局から、学内意向調査心得について資料に基づき報告があった。

委員から、学内意向調査において投票の強制があった場合は服務規定違反やハラスメントに該当することを断定形で表現してはどうかとの意見があった。

委員から、実施委員会の責任で発出される文書であり、実施委員会として断定的に表現することは難しいのではないかと意見があった。

議長から、事案の判断の主体が学長選考・監察会議ではないため断定形の表現とすることは難しいが、懲戒規程にも抵触する問題であることを訴えるという趣旨で文言の整理を行い、議決事項として改めて提案するとの説明があった。

## **報告事項2. 令和5年度学長選考・監察会議スケジュールについて**

議長及び事務局から、令和5年度学長選考・監察会議スケジュールについて資料に基づき報告があった。